

意見書案

意見書案第12号

国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書

国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成28年12月16日提出

議会運営委員長 渡辺英次

国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書

わが国の合計特殊出生率は1.46（2015年）で、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率2.08への回復は、依然として困難です。

また、2015年4月1日現在の子どもの数（15歳未満の推計人口）は35年連続の減少で、総人口に占める子どもの割合は42年連続の低下となる12.6%で世界最低水準値です。

少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、本道を初めとするすべての都道府県及び市町村において、乳幼児・児童医療費助成制度が実施されています。

しかしながら、市町村の制度内容の格差が年々拡大している状況です。

児童期までの年代は、病気にかかりやすく、また、アトピー性皮膚炎、小児ぜんそくなど長期の療養を要する病気も増加しており病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保する上で、医療費助成制度は極めて重要な役割を担っています。更に、厚生労働省が推奨する「8020運動」の達成のためには、永久歯が完成する中学校時期までの口腔管理の充実を図るためにも同制度の果たす役割は大きくなっています。

このような地方公共団体の施策を一層充実させ、子どもを安心して産み、育てることのできる社会の実現を目指すには、地方制度の安定化が必要であり、そのためには国による支援が不可欠です。

よって国においては、中学校卒業までを目指し、当面、就学前まで国による子ども医療費無料制度を早期に創設するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月16日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

財 務 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

意見書案第13号

国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書

国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成28年12月16日提出

議会運営委員長 渡 辺 英 次

国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書

今日の少子化の深刻な進行と不況下において、子育て中の若年世帯への直接的な経済援助、育児への心理的支援として、子ども医療費助成制度が全ての市町村において実施されています。しかし、今、子ども医療費助成制度を現物給付方式とすることが求められています。

医療費助成の償還払い方式においては、患者は窓口で一旦、一部負担金を支払い、償還されるのは2カ月後であり、受診抑制を招いています。一方、現物給付方式においては、窓口での支払が不要であり、受診抑制を来すことなく助成を受けることができます。よって、受診抑制を来さない現物給付方式創設が求められます。

ところが、償還払い方式から現物給付方式への変更を妨げている要因に、国民健康保険に対する国庫負担金の調整の規定があります。この規定により、乳幼児医療費助成制度等の各種の

医療費助成制度に現物給付方式を採用する地方自治体は、国保国庫負担金の減額を余儀なくされ、財政運営上、支障を来しているばかりか、政府が推進する少子化対策に矛盾しています。

よって、国においては、子ども医療費助成制度に係る国保国庫負担金の調整（減額）を廃止するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成28年12月16日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

意見書案第14号

高額療養費、後期高齢者の窓口負担の見直しに当たり、現行制度の継続を求める
意見書

高額療養費、後期高齢者の窓口負担の見直しに当たり、現行制度の継続を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成28年12月16日提出

議会運営委員長 渡 辺 英 次

高額療養費、後期高齢者の窓口負担の見直しに当たり、現行制度の継続を求める
意見書

経済的な理由で必要な受診ができない方が増えています。

全国保険医団体連合会が全国の保険医会・協会を通じて会員医療機関を対象に行った調査では、41%の会員医療機関が、経済的な理由による患者さんの治療中断を経験しています。更に、

43%が医療費負担を理由に治療や検査を断られたことがあると答えています。（2015受診実態調査）

現在、厚労省の社会保障制度審議会医療保険部会では、高額療養費、後期高齢者の窓口負担の見直しについて、検討を行っています。

審議では、高額療養費について、70歳以上の自己負担の月額上限の引上げ、後期高齢者の医療費窓口負担を原則1割から2割に引き上げるなど、更なる患者負担増が提案されています。

高額療養費の外来特例によって、複数の慢性疾患を抱えながらも何とか通院しながら生活を続けている患者さんがいます。また、先の2015年受診実態調査の全国集計では、回答した医療機関の73%が、後期高齢者の患者窓口負担の原則2割引き上げは、受診抑制につながると回答しています。

更なる負担増は、年金収入も減っている中で、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な医療が受けられない事態が深刻化します。

よって、国においては、上記のような高齢者の実情に配慮し、更なる患者負担増で受診抑制がおきないように、現行の高額療養費制度、後期高齢者の窓口負担原則1割の継続を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月16日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

意見書案第15号

全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書

全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成28年12月16日提出

議会運営委員長 渡辺英次

全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書

アイヌの人たちは、特に明治以降、政府が進めた政策によって、アイヌ語や生活習慣を事実上禁止され、伝統的生活を支えてきた生産手段も失うなど、アイヌの社会や文化が大きな打撃を受け、差別と困窮を余儀なくされてきたという歴史があります。

平成20年衆参両院における「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の全会一致での可決を受け、政府はアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会を設置し、有識者の意見を踏まえ、それまでのアイヌ政策を更に推進し、さまざまな施策に取り組んできたところです。

アイヌの人たちが民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、活力ある社会を形成する共生社会の実現に資するものであり、この観点からも更に施策を具体化する必要があります。

よって国においては、これまでの歴史的経緯や、今後、アイヌ政策を確実に推進していく上においても、国が主体となった総合的なアイヌ施策を、本道のほか、全国を対象に推進していく根拠となる法律の検討を進め、早期に制定するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月16日

士別市議会

(提出先)

内閣総理大臣

財務大臣

法務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣
衆議院議長
参議院議長

意見書案第16号

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成28年12月16日提出

議会運営委員長 渡辺英次

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

地方議会議員の年金制度は、平成23年に国会の議決により廃止されましたが、その廃止法案審議が行われた衆参両院総務委員会の附帯決議において、制度廃止後概ね一年を目途として、地方議会議員の新たな年金制度について検討を行うこととされていました。

現在、地方創生がわが国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっています。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められています。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にあります。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっています。

よって国においては、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月16日

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
内 閣 官 房 長 官
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

意見書案第17号

現行の介護保険サービスの継続と介護従事者の処遇改善を求める意見書について

現行の介護保険サービスの継続と介護従事者の処遇改善を求める意見書について次のとおり提出するものとする。

平成28年12月16日提出

議会運営委員長 渡 辺 英 次

現行の介護保険サービスの継続と介護従事者の処遇改善を求める意見書

社会保障審議会介護保険部会が7月20日開催され、2018年介護保険制度見直しの議論が本格的に開始されました。軽度者（要支援、要介護1・2）に対する生活援助、福祉用具貸与及び住宅改修について、原則として自己負担とする制度見直し、要介護2までの通所系サービス等（生活援助と福祉用具貸与と住宅改修以外のサービスすべて）を地域支援事業へ移行、利用料2割負担への引き上げ、2号被保険者の対象年齢の拡大などの大幅な制度見直しが俎上に行われてきました。

また、2015年4月に介護報酬を大幅に見直され、給付を制限された結果、多くの介護事業所の経営は悪化し、昨年は過去最高の事業所倒産を招きました。更なる報酬の引き下げやサービス抑制は介護人材不足に拍車をかけることが容易に予想されます。また、地域社会という視点からみると、地域で暮らせなくなった高齢者や介護労働者は施設や病院が集中する都市部に移

動せざるを得なくなり、地域の一層の過疎化を招くことが予想されます。

よって、国においては、住み慣れた地域で高齢者が暮らし、介護従事者が働き続けられるような制度の見直しとなるよう下記事項について強く要望します。

記

1. 軽度者（要支援、要介護1・2）に対する生活援助、福祉用具貸与及び住宅改修について、原則自己負担とする制度見直しを行わず、従来どおりサービスを継続すること。
2. 要介護2までの通所系サービス等（生活援助と福祉用具貸与と住宅改修以外のサービス）を地域支援事業に移行せず、従来どおりサービスを継続すること。
3. 安易に利用料2割負担への引き上げを行わないこと。
4. 2号被保険者の介護保険料徴収対象年齢を拡大しないこと。
5. 介護従事者の安定的人材確保のため処遇を大幅に改善すること。その際利用者の負担増を招かないよう、国においては財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月16日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
社会 保 障 ・ 税 一 体 改 革 担 当 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長